

生徒心得

校訓を拠に、志をもって広く学び、たくましく生き抜く力と豊かな人間性を培い、公共のために尽くす。百年を超える伝統に誇りを持ち、自らを高め、人のために生き、愛される存在となる人に成長するために、「**規律ある生活習慣の定着と感動体験の重視による豊かな心の醸成**」に努める。福岡県立筑紫中央高校の生徒である自信と誇りと責任のもとに、次の事項を守り、成長してくれることを願う。

1 共通事項

- (1) 「18歳成年」を踏まえ、社会生活の基盤となる基本的な生活習慣を確立し、規則やマナーを遵守する態度を養うとともに公共の精神を涵養する。
- (2) 生徒が主体となって取り組む生徒会活動や学校行事、部活動のさらなる充実を図り、自己指導能力を高めるとともに自主性、主体性、チャレンジ精神を育む。
- (3) 人間の価値と尊厳性を自覚し、お互いに敬愛の念をもって、他の人の人権を尊重すること。他人を中傷するような行為は厳に慎む。いじめは許されない。
- (4) 「生活規律・身だしなみ・交通安全に関する校則・留意点」(次頁)を遵守する。
飲酒・喫煙・薬物乱用、パチンコ等の賭博行為等、条例や法的に禁止されていること、また風紀上好ましくない場所への出入りについては、特別指導の対象となる。

2 校内生活

- (1) 登校時間・下校時間を守り、時間に余裕を持って行動する。
- (2) 体調不良等の止むを得ない場合を除き、出校する。欠席・遅刻・早退の場合は、保護者が学校へ連絡する(電話、本校指定の教育プラットフォーム等)。
- (3) HR、授業、集会等の時間を守り、5分前行動を心がける。
- (4) 公共物を大切にすることをもち、破損や汚損等がないことが望ましい。誤って破損や汚損等が起こった場合は、担任に報告する。
- (5) 所持品には、学年・組・氏名を明記する。また、貴重品はできる限り持参しないようにする。
- (6) 紛失物又は拾得物がある場合は、生徒指導課の担当の先生又は担任に届け出る。

3 校外生活

- (1) 登下校(通学中)は、安全・安心の確保のために、寄り道等をせず、自宅と学校を速やかに移動する。制服で不必要な場所への出入りをしないようにする。
- (2) 深夜(青少年保護育成条例では午後11時から午前4時まで)に外出するときは、保護者の同伴が必要。
- (3) 校外でのスポーツクラブ・演奏などの活動に、参加・活動する場合は、家庭の責任の下に行うものとするが、事前に学校(担任・顧問)に連絡する(許可が必要な場合もある)。
- (4) アルバイトは、原則禁止している(無断アルバイトは特別指導の対象となる)。

4 届出申請項目

- (1) 欠席、欠課、遅刻、早退、忌引については、本校指定の教育プラットフォームで連絡する。
- (2) 感染症による出席停止の場合
新型コロナウイルス、インフルエンザ、風疹、流行性結膜炎等の法定伝染病と医師が確認した場合、「出席停止願」を提出する。その際、医証(本校ホームページよりダウンロード可)または診断書を必ず添付する。
- (3) 休学、病気の場合は、医師の診断書を添付する。
- (4) 退学、転籍その他生徒の身分上の異動。
- (5) 転居、保証人変更等。
- (6) 忌引き ~ 参考 忌引き日数
1 親等(父母など) 7日、
2 親等(祖父母、兄弟姉妹など) 3日
3 親等(伯叔父母など) 1日

生活規律・身だしなみ・交通安全に関する校則・留意点

項目	内 容	規 定 ・ 留 意 点
生活 一般	登校 下校 時間	1 登校時間は、原則として7時からとする。 2 完全下校時間は下記の通りとする。 <div style="text-align: right;">延長願提出の場合</div> 夏期（2月中旬～11月中旬） 19：30 20：00 冬期（11月中旬～2月中旬） 19：00 19：30 ※夏期・冬期の変わり目は、レビューテスト④前の部活動中止日及びレビューテスト⑤の終了日とする。 3 登校時間前、下校時間以降の校舎内への立ち入りは禁止する。
	外 出	1 登校後は、放課まで無断で校内から出てはならない。 ※必要があって外出する場合は、生徒手帳の「届出欄」に担任から許可を受けること。
	室内娯楽	1 トランプ等の勉強の妨げになるようなものの持ち込みを禁止する。
	酒類・タバコ ・薬物等	1 飲酒・喫煙・薬物乱用は特別指導の対象とする。 (同席や酒類・タバコ・薬物・ライター所持も同様の対象とする)
	スマートフォン 通信機能付端末 ICT 機器	<div style="display: flex;"> <div style="flex: 1;"> <p>[校内]</p> 1 許可された場合のみ使用可。 2 違反した場合 1回目…厳重注意（学年指導） 2回目…保護者同伴のもと学年指導 3回目…生徒指導課による特別指導 レビューテスト時 教室内への持ち込み及び使用禁止 （不正行為の対象となる場合あり）</div> <div style="flex: 1;"> <p>[校外]</p> 1 歩行中及び自転車走行中の使用は禁止 （ながらスマホは道路交通法違反） 2 不適切な動画・写真の投稿、誹謗中傷の書き込みは厳禁。特別指導の対象。 3 家庭における適切な使用ルール作り 4 フィルタリングの徹底 （3、4は保護者との協力）</div> </div>
	物品販売	1 校内における物品販売・バザー券・会員権等の売買や募金等は禁止する。
	娯楽場	1 パチンコ店等条例および風紀上問題のある場所への出入りは禁止する。
アルバイト	1 原則として禁止する。家庭的にやむを得ない事情がある場合は、担任に申し出る。 2 インターネットを介したアルバイトは一切禁止とする。 3 無断でのアルバイトは特別指導の対象とする。	
校外 活動	1 次の場合は禁止する。 （1）入場券売買、その他金銭の授受がある場合。 （2）風紀上好ましくない場所で行われる場合。 （3）学業成績が著しく悪い者の場合。	
冬 服	男 子	1 本校指定の制服を正しく着用する（制服の無断加工は禁止する）。 2 ネクタイ・ベルトは、必ず着用する。
	女 子	1 本校指定の制服を正しく着用する（制服の無断加工は禁止する）。 2 リボン（スラックスの場合はネクタイ・ベルト）は、必ず着用する。 3 スカートの丈は膝の下部に合わせる。
合 服	男女 共通	1 冬服のブレザーを脱いだ状態を言う。
夏 服	男 子	1 本校指定の半袖シャツ、夏用スラックスを着用する。 2 半袖シャツはスラックスの中に入れる。 3 ベルトは皮革又は合成皮革で黒色のものを基準とする。 4 半袖シャツの下には、白無地のインナー（シャツ）を着用する（ワンポイントは可）。 5 指定服の無断加工はしてはならない。 6 ネクタイの着用については、各自の判断とする。
	女 子	1 上下の組み合わせ（着用）は以下の通りとする。 ・本校指定の半袖ブラウス、夏用スカートを着用する。 ・本校指定の半袖ブラウスまたは半袖シャツ、スラックス・ベルトを着用する。 2 ブラウスの下には、白・黒・紺・グレー・ベージュ色のインナー（シャツ）を着用する（柄物は不可）。 3 スカートの丈は膝の下部に合わせる。 4 指定服の無断加工はしてはならない。 5 リボンの着用については、各自の判断とする。

以上、学校指定の制服については <u>着用期間を設けない</u> 。 <u>式典時の着装については学校で指定するものを着用すること。</u>		
防寒着	アウター	<ol style="list-style-type: none"> 色・柄の規定はなし 登下校時のみ着用する（校舎内では着用しない）。 ブレザーを着用した上からの着用とする。
	セーター カーディガン ベスト	<ol style="list-style-type: none"> 白・黒・紺・グレー色を基調としたもの。 ネクタイ・リボンの結び目が見えるように着用する。 ブレザーの下に着用する。（セーターやカーディガン・ベストのみでの行動は禁止。） 袖や裾から出ないもの。
	防寒具	<ol style="list-style-type: none"> 登下校時のみ着用する（校舎内では着用しない）。 安全性が確保できる着用の仕方をする。（マフラーの長さ等）
	膝掛け	<ol style="list-style-type: none"> 授業中の教室及び、渡り廊下等での自主学习時の使用を認める。 移動中に羽織るなどの使用の仕方は認めない。
着用期間は設けない		
頭 髪	男女共通	<p>【最低基準】</p> <ol style="list-style-type: none"> 前髪・横髪：日常的に目にかからないようにする。目にかかる場合は切るかピンで留める。 後ろ髪：肩のラインより長いものは結髪する。 <p>【禁止事項】</p> <ol style="list-style-type: none"> 加工、パーマ（見間違えるようなカール）、染色、脱色、編み込み、ライン等は禁止する。 整髪料の使用は禁止する。 ※くせ毛、赤毛、白髪などが気になる場合は、担任に相談すること。保護者と担任及び生徒指導課で理由等を確認し、配慮することがある。
その他 ・ 装飾 関係	男女共通	<ol style="list-style-type: none"> 登下校は、必ず制服を着用する（但し、休業日の部活動については、練習着・ジャージ等を許可する）。 化粧、アイプチ、口紅（色つきリップクリーム等）、マニキュア等は禁止する。 アクセサリ類（指輪、ブローチ、ネックレス、イヤリング、ピアス、ミサンガ、ストーンブレスレット、磁気ネックレス等）の着用は禁止する。 眼鏡やコンタクトレンズの使用において、色のついたレンズ・サングラス・カラーコンタクト等は禁止する。
履 物	通学靴	<ol style="list-style-type: none"> 通学・学校教育に支障がないものにする。 ※ハイヒール、サンダル、スリッパ等は禁止する。
靴 下	男女共通	<ol style="list-style-type: none"> 色は白・黒・紺・グレーの無地とする（ワンポイント・部分的なラインは可）。
交通 関係	免許取得	<ol style="list-style-type: none"> 免許取得は禁止とする。 普通自動車免許取得が、就職内定先から緊急に必要と認められるものについては、面接の上、自動車学校への入校を認める場合もある。 無許可で免許を取得した場合は、特別指導の対象とする。また、許可後も自動車学校通学の時点で問題が生じた場合は直ちに中止させる。

通学規定

1 自転車通学者が遵守すべきこと

(1) 自転車安全利用（警視庁提唱）を遵守すること。

- ① 車道が原則、左側を通行。歩道は例外、歩行者を優先。
原則として車道を左側通行しなくてはならない。仮に歩道を通行する場合には、歩道の車道よりを、すぐに停止できる速度で通行。
- ② 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認。
- ③ 夜間はライトを点灯。
- ④ ヘルメットを着用。（令和5年5月より、ヘルメット着用が努力義務化。積極的な着用を推進する。）

(2) 道路交通法違反となる危険行為を絶対にしないこと。

- ① 信号無視
- ② 通行止めや車両進入禁止の場所の通行
- ③ 遮断された踏切への無理な立入
- ④ 一時停止違反
- ⑤ 速度超過
- ⑥ 無灯火運転
- ⑦ 二人乗りおよび並進
- ⑧ **安全運転義務違反（傘、スマートフォンやイヤホン等の使用は絶対禁止）※**
※長い傘を車輪等に突き刺しての運転も禁止。駐輪場から校舎への道のりで傘が必要な場合は折りたたみ傘を使用すること。急な降雨に備え、レインコートを常に持参すること。

自他の命を守るためにも、決してこれらの危険行為がないようにすること。

(3) その他の注意事項

- ① 任意保険に必ず加入をすること。（福岡県では、加入することが義務化されています。）
- ② 駐輪場は必ず指定された場所を使用し、二重ロックを必ず行うこと。
- ③ 本校敷地内では下車通行すること。
- ④ 各種保険及び防犯登録に無加入の自転車での通学は禁止する。

2 公共交通機関を利用する生徒および徒歩通学者が遵守すべきこと

- (1) 登下校時は、横並びで道路に広がり通行することは絶対にしないこと。
- (2) 歩きながら携帯電話・スマートフォンを使用しないこと。
- (3) 歩きながら教科書等を読んだりしないこと。
- (4) 歩きながら音楽再生機器（プレーヤー・イヤホン）などを使用しないこと。
- (5) 交差点は必ず横断歩道を通ること。
- (6) 下大利駅の Reganet 側の改札は決して使用しないこと。（店舗を利用する場合を除く。）
- (7) 電車内では、通常の声で会話したり余分な席の占有をしたりせず、周囲の人々に充分配慮すること。
- (8) 店舗（コンビニエンスストア・銀行・飲食店等）駐輪場や、マンション敷地内を横切って通行しないこと。
- (9) 学校敷地内および3に示す①～④の乗降車禁止エリアでは、絶対に車の乗降をしないこと。
（近隣住民との申し合わせの上決定しているため、絶対にしてはならない。）

3 乗降車禁止エリア



懲戒に関する規約

平成 元年 2月改正
平成11年 4月改正
平成11年12月改正
平成31年 4月改正
令和 4年 4月改訂

第1条 懲戒は、訓告、停学及び退学とする。

第2条 懲戒は、生徒指導課の原案に基づき、職員会議で審議し、校長が決定する。

第3条 訓告及び停学については、特別指導を行う。

第4条 懲戒に関わる問題行動は以下の通りである。その他特別な場合は別途協議する。

(1) 暴力行為

対教師暴力、生徒間暴力、対人暴力、器物破壊等

(2) 刑法犯行為

強行性行等・わいせつ、恐喝、窃盗、万引き、占有離脱物横領、ネット犯罪、SNS等による不適切写真・動画投稿、いじめ（誹謗中傷を含む）等

(3) 不良行為

喫煙（煙草・ライター所持を含む）、飲酒、薬物乱用、ナイフ等危険物携帯、性の逸脱行為、不健全娯楽、怠学、家出、深夜徘徊

(4) 交通違反

交通違反、暴走行為等重大な道路交通法違反及び交通事故

(5) 校則違反

服装・頭髪違反等、不正行為、指導拒否、無断運転免許取得・無断バイク通学、無断アルバイト、携帯電話等校内無断使用

第5条 退学は、次の各号の一に該当する者に対して行う。

(1) 性行不良で、改善の見込みがないと認められる者

(2) 学力劣等で、成業の見込みがないと認められる者

(3) 正当の理由がなく、出席が常でない者

(4) 本校の秩序を乱し、その他生徒としての本分に反した者